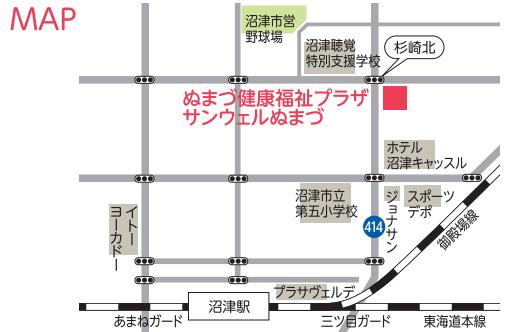


終活のための任意後見制度の利用

10/17 木 時間: 13:30~15:00 (受付時間13:15~)
場所: サンウェル沼津 2階 中会議室
〒410-0032 沼津市日の出町 1-15
講師: 田中基幹先生

講座内容
・任意後見とは? ・任意後見を使うメリット
・任意後見契約の流れ など



定員
12名 | 受講料
無料 | 駐車場
2時間無料
相続支援センター沼津市大岡相談室
TEL 055-943-9987

お問い合わせ
お申し込み

※参加者は後日個別相談申し込みの際、初回相談料が無料になります。

一方で、裁判所が選任する法定後見人は、親族が選ばれるケースもありますが、司法書士・弁護士など法律の専門家が選ばれことが多いそうです。専門家と比べて、全く面識のない方に財産管理をお任せすることに抵抗のある方もいらっしゃるのでないでしょうか。その点、任意後見は、あらかじめ自分が信頼できる人に後見をお願いしておきませんか。

任意後見を検討すべき方

- 単身者
- 孫のいない夫婦
- 子ども同士の仲が良くない
- 不動産を複数持っている
- 家族の相続で苦労した経験がある
- 自分の相続で子どもに手間をかけたくない
- 自分のことはできるだけ自分でやっておきたい
- 親のお金の使い方が荒く、将来が心配
- 施設に入る際に自宅を売って入居金にあてたい

認知症などによって判断能力が低下した際に後見人を付けて、財産管理や日常取引の代行を行ってもらう「成年後見制度」。

ハッピーステージ読者の中にも「聞いたことがある」「気になつていてる」という方が多いのではないかでしょうか?

この成年後見制度には、2つのパターンがあります。判断能

力が低下し、もう自分で後見人を選べない、選ぶのが難しいと

ないでしょうか?

後見人を自ら選ぶか 裁判所に任せるとか

判断能力があるうちに自分で後見人を選んで置きたいな!
それどころか自分の体でなかなか外出もできないから財産管理もお願いしたい!!



いう人のために、裁判所が後見人を選任する「法定後見」と、まだ判断能力があるうちに自分

は親族でもよいですし、信頼のおける友人や、知り合いの弁護士・司法書士に依頼することもできます。

終活のための 任意後見制度 活用術

認知症になる前から死後に残る事務まで
合わせて検討を

自分がボケない!と思いたいですが、
認知症患者は2025年に
700万人を突破すると予想され、
決して他人事ではありません。
認知症になつてお金の管理ができなくなる前に
信頼できる人に後見をお願いしておきませんか。

ても体が不自由になつて外出がままならなかつたり、寝たきりになつてしまつたりすることもあるでしょう。「そうした場合に備えて、任意後見と組み合わせて、『財産管理制度等委任契約』を結んでおくことをおすすめしています」と、相続支援センター沼津市大岡相談室長の田中基幹さん。そうすれば認知症になる前も、なつた後も財産管理をお願いすること

ができる、より安心です。
さらに、任意後見はご本人が亡くなつた時点で効力がなくななるため、家族が身近にいない方の場合は死後に必要な事務手続きを依頼する「死後事務委任」の契約と、死後残つた財産をどうするかを記した「遺言」の作成も合わせて行っておけば、終活はほぼ完璧と言えるのではないか。

ファイナンシャル プランナーとして 老後資金の相談も

後見人を家族に依頼する場合、任意後見と似た制度に「家族信託」というものもあります。どちらがいいかは、その方の財産や家族の状況によつて異なるそ

うなので、興味のある方は個別に相談した方が良さそうです。

田中さんの強みは、上級ファイナンシャルプランナーとして、老後のお金がどれだけ必要か、ライフプランはどうしたらよいなど、実生活に即したアドバ

全国相続協会
相続支援センター
沼津市大岡相談室

FP ミクスルパートナーズ

〒410-0022 沼津市大岡3591-5

TEL 055-943-9987

FAX 055-943-9989

ホームページ: <http://www.miksr-pa.com>
Eメール: m-tanaka@miksr-pa.com



イスも合わせて提案できることです。任意後見で実際何ができるのか、任意後見を使うメリットなど、気になつた方は、まずセミナーで話を聞いてみてはいかがでしょうか。

自身または親族が裁判所に申し立てをして初めて、本人に合わせて後見人が財産管理を行えるようになります。しかし実際は、判断能力ははつきりしていません。



プロフィール 田中基幹さん

京都市出身、富士市在住。63歳。難関資格のCFP(上級ファイナンシャルプランナー)をはじめ、円満相続遺言支援士、不動産コンサルティングマスターなど多数の資格を持ち、2011年より全国相続協会相続支援センター沼津市大岡相談室長。HPやブログでは自身の生立ちから今までの経験、家族、趣味のことなど詳しく紹介。「まず自分がどんな人間でどんな人生を歩んできたかを知っていただくことから、お客様とのおつきあいが始まる」と考えています。